

特定複合観光施設区域整備法に関する要望及び提言
(第一 次)

平成 30 年 11 月

一般社団法人 日本観光・IR事業研究機構

特定複合観光施設区域整備法（以下「整備法」という。）の成立を受け、その実施に向けて、ご努力しておられる皆様に深く感謝申し上げます。

今後、①国の政令、国土交通省令、カジノ管理委員会規則、基本方針、実施指針等のガイドライン等、②地方公共団体の実施指針、区域整備計画、実施協定等、③国と地方公共団体の関連施策と認定・選定（国による区域整備計画認定および地方公共団体による設置運営事業者選定）には、以下のことを取り入れ、反映していただきますよう、お願い申し上げます。

1 特定複合観光施設に必要なもの

特定複合観光施設が真に国際競争力を有し、我が国を代表するものとなるために、

- 1・1 特定複合観光施設は、既存施設を転用するのではなく、ゼロから一体として整備することを原則とし、その規模は十分大きいものであること。
- 1・2 特定複合観光施設は、規模が大きいだけでなく、ハード、ソフトともに上質なものであること。なお、質は、法令では規定しにくいものの、基本方針、実施指針、認定・選定等において、十分に確保すること。
- 1・3 独創性があり、地域のシンボルとして国際的に有名になるような施設があることが望ましい。
- 1・4 国際会議場、展示場等は、単なる箱ではなく、機器の質を含め、総合的に確実な運営ができる体制と仕組を持つこと。また、狭義の国際会議のみならず、MICE 全般について、誘致し、主催者を支援する等の能力と体制を設置運営事業者や委託等先の事業者だけでなく、地域全体で構築すること。
- 1・5 我が国の観光魅力増進施設は、特定複合観光施設の中でも特にソフトとコンテンツが重要なものであり、ソフトとコンテンツを十分吟味すること。
- 1・6 国内観光旅行促進施設は、全国各地域の情報提供と旅行手配はもちろん、インバウンド誘致に意欲のある全国各地域の効果的なショーケースとなること（例：常設の旅行博覧会）。また、IR 区域に近接する広い地域が旅行者を誘致する体制をそれらの地域と協力して構築すること。
- 1・7 宿泊施設は、観光の観点から特定複合観光施設の中で最重要であり、高度化と多様化

対応のためには、面積規模だけでなく、複数のホテルと旅館が広い部屋、共用スペース等のハイエンドなハード面はもちろんのこと、世界一流のサービスを提供することが必須であること。

- 1-8 その他の観光客の来訪・滞在促進寄与施設は、法律上は設置義務も基準政令もないが、実態としては不可欠のものであり、各種のレクリエーション施設、レストラン、ショッピング等のうち我が国の観光魅力増進施設等に該当しないものについても、多くの良質なものが利用者に楽しんでもらえるハイエンドなサービスを提供することを基本方針、実施指針、認定・選定等において求めるべきである。

2 特定複合観光施設における実態・ニーズに対応した業務の提供

特定複合観光施設におけるサービス提供業務は、厳しい規制が必要なカジノ業務とは性質が異なるので、各施設にかかる実態やニーズを十分踏まえ、その委託、再委託、賃貸等の各形態について過度の規制をかけないで、多様で質の高いサービス提供者を多く呼び込むべきである。

3 特定複合観光施設への投資の促進

特定複合観光施設が真に国際競争力を有し、我が国を代表する規模と質を持ったものとなるためには、設置運営事業者が巨大な額の投資を行えるようにする必要がある。従って、

- 3-1 特定複合観光施設区域内外の公的インフラは、本来の整備主体である公的機関が積極的に整備すべきであり、設置運営事業者に過度の負担を求めてその特定複合観光施設への投資が減少することがないようにしていただきたい。（整備法3条、4条は、国、地方公共団体の責務としてインフラ整備を含む施策の策定、実施を規定。231条、232条は、国、地方公共団体が設置運営事業者から取る納付金の使途として、上記の責務達成のための施策を規定。）

- 3-2 地域整備計画の最初の認定から10年を経た後の5年ごとの更新は、設置運営事業者の責に帰す事由があるため更新されない場合を除き、円滑に行うべきである。更新には地元地方公共団体の議会の議決が必要であるが、設置運営事業者の責に帰す事由がないのにその議会の方針が変わったというだけで更新の申請さえできなくなる可能性がある。これは、投資の規模を相当減少させることになると懸念される。従って、このリスクを避け、大規模の投資ができるようになるためには、地元地方公共団体は、例えば、実施指針または実施協定において専ら当該地方公共団体側の事情によって更新申請ができなくなる場合には補償を行うことを規定する（実施協定の場合の例：13条1項6号の有効期間を長期とし、2号の「（事業の）継続が困難となった場合における措置」として補償等を定める。）等、適切なリスク回避措置をとるべきである。

4 設置運営事業者の公正で透明性のある選定

設置運営事業者の選定は、当然のことながら、公正で、透明性のある方法で行うべきであり、特定の会社や特定の地域の会社の関与を前提とするものであってはならない。協議会が選定を協議する場合には学識経験者の意見が十分反映されること、あるいは独立した第三者委員会のような機関が選定を行うことが望ましい。また、このことは、地域整備計画の認定の基本的な事項とすべきである。

— 以上 —